

役員退任慰労金支給規程

第1条 役員が退任したときは、この規程の定めるところにより退任慰労金を支給する。

第2条 常勤役員に対する退任慰労金の支給額は、在任1カ月につき報酬月額と役員手当に100分の22を乗じて得た額とする。

第3条 在任中特に功労のあった役員に対しては、理事会の承認を得て退任慰労金のほかに功労金を支給することができる。

第4条 在任期間の計算は、就任時の月から起算して退任時の月までとする。
在任年数に1カ年未満の端数があるときは月割とし1カ月未満の日数は1カ月に切上げる。

第5条 退任慰労金の支給額の計算にあたり、千円に満たない額を生じた場合は、千円に切上げる。

第6条 退任慰労金は、退任後1カ月以内に支給する。
ただし、監事から理事あるいは理事から監事に継続して就任した場合は、最終退任後1カ月以内に合算して支給する。

2 役員が死亡した場合の退任慰労金は、その遺族に支給する。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、静岡県職員であった者で、平成22年11月1日以降、常勤役員に就任した者については適用しない。

附 則

- この改正は、昭和53年 3月 1日から施行する。
この改正は、昭和60年11月15日から施行する。
この改正は、平成 8年 3月26日から施行する。
この改正は、平成11年 6月 1日から施行する。
この改正は、平成16年 4月 1日から施行する。
この改正は、平成24年 6月 1日から施行する。